

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の単価の見直しについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス及び基準緩和訪問型サービス又は基準緩和通所型サービス）の単価は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）において国が定める額を上限として、市が定めることとされています。

すでに令和元年5月8日又は5月20日付け本市通知においてお知らせしているとおり、相模原市では、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスについて、従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の単価と同様に月額包括報酬としていましたが、利用者間の負担の公平性を図るため、令和元年10月以降、利用者の利用実態に合わせた1回当たりの単価を基本とした単価設定に変更することといたしました。

このことについて、各事業所からの問い合わせも多いことから、別紙のとおり現時点で市で検討中の単価（予定）を参考としてご案内いたします。単価が確定となった際には、改めて各事業所に通知を差し上げますのでご承知置きください。

なお、この単価は、消費税率の引き上げによる基本単価の上乗せを踏まえたものとなります。

また、基準緩和訪問型サービス又は基準緩和通所型サービスにおいては、消費税率の引き上げによる影響を踏まえた基本単価の見直しについて、現在検討しておりますので、併せてご承知置きください。

介護予防・日常生活支援総合事業関係事業者におかれましては、令和元年10月以降の居宅サービス計画や個別サービス計画の作成、介護報酬の給付管理等の事務において、このような変更の予定を踏まえてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

「地域支援事業の実施について」

（平成18年6月9日 老発0609001号 厚生労働省老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506705.pdf>

訪問介護相当サービスの単価の見直しについて（R1.6.20現案）

（１）令和元年１０月１日からの単価について
 <令和元年９月までのサービス利用分まで>

対象者		単価(単位)
事業対象者 要支援 1 要支援 2	週 1 回程度	1,168 単位 / 月
	週 2 回程度	2,335 単位 / 月
事業対象者 (要支援 2 相当) 要支援 2	週 2 回超	3,704 単位 / 月



< **予定** 令和元年 10 月 1 日からのサービス利用 >

対象者		単価(単位)
事業対象者 要支援 1 要支援 2	週 1 回程度	267 単位 / 回
		月の利用が 4 回以上の場合 1,172 単位 / 月
	週 2 回程度	271 単位 / 回
		月の利用が 8 回以上の場合 2,342 単位 / 月
事業対象者 (要支援 2 相当) 要支援 2	週 2 回超	286 単位 / 回
		月の利用が 12 回以上の場合 3,715 単位 / 月

消費税率の引き上げによる基本単価の上乗せを踏まえた単価

通所介護相当サービスの単価の見直しについて（R1.6.20現案）

（１）令和元年１０月１日からの単価について
 <令和元年９月までのサービス利用分まで>

対象者		月当たりの単価(単位)
事業対象者 要支援１ 要支援２	週１回程度	１，６４７単位／月
事業対象者 (要支援２相当) 要支援２	週２回程度	３，３７７単位／月



< **予定** 令和元年１０月１日以降のサービス利用 >

対象者	サービス提供時間	単価(単位)
事業対象者 要支援１ 要支援２	週１回程度	５時間以上 380単位／回 月の利用が４回以上の場合 1,655単位／月
		５時間未満 372単位／回 (令和元年１０月～令和２年９月) 令和２年１０月～令和３年９月、令和３年～にかけて、 同規模の単位の引き下げを予定。
	週２回程度	５時間以上 391単位／回 月の利用が８回以上の場合 3,393単位／月
		５時間未満 383単位／回 (令和元年１０月～令和２年９月) 令和２年１０月～令和３年９月、令和３年～にかけて、 同規模の単位の引き下げを予定。
事業対象者 (要支援２相当) 要支援２	週２回程度	５時間以上 383単位／回 (令和元年１０月～令和２年９月) 令和２年１０月～令和３年９月、令和３年～にかけて、 同規模の単位の引き下げを予定。
		５時間未満 361単位／回 (令和元年１０月～令和２年９月) 令和２年１０月～令和３年９月、令和３年～にかけて、 同規模の単位の引き下げを予定。

消費税率の引き上げによる基本単価の上乗せを踏まえた単価

基準緩和サービスについて

基準緩和サービスをはじめてみませんか？

< 基準緩和訪問型サービス >

生活援助のみのサービス提供の場合、基準緩和訪問型サービスの位置付けが目安です。

相模原市の基準緩和訪問型サービスは、要支援者及び事業対象者へ生活援助のみを提供するサービスです。

相模原市のケアマネジメントの考え方として、掃除や洗濯などの生活援助のみの利用者の場合、基準緩和訪問型サービスの位置付けが目安として考えられます。

単位数は要介護の生活援助よりも多い！？

訪問介護の生活援助中心型の単位数は、20～45分では1回181単位、45分以上では223単位ですが、相模原市の基準緩和訪問型サービスの単位数は、1回232単位です。

一定の研修修了者がサービスを行えます！

事業所内で一定の研修を行えば、研修修了者としてサービスを行うことができます。

例えばこんな事業所におすすめです！

< 要支援の方の受け入れを積極的に実施しています！

< 受け入れ数に余裕があるので、介護予防の新たな取組をしてみたい！

< 基準緩和通所型サービス >

デイの空き時間等に少ない人員で、軽体操を含めた介護予防の新しい取組ができる！

相模原市の基準緩和通所型サービスは、要支援者及び事業対象者へ軽体操等の運動機能向上を支援する短時間のサービスです。

相模原市のケアマネジメントの考え方として、15分程度休みながら歩行が可能な利用者、機能訓練が軽体操等で良い利用者（専門性を求めない）の場合、基準緩和通所型サービスの位置付けが目安として考えられます。

現行相当サービスよりも、少ない人員で提供可能！

基準緩和通所介護に必要な人員は、管理者、生活相談員、従事者です。このうち、資格が必要職種は生活相談員（一定の研修修了者でOK）です。また、提供時間帯を通じて配置が必要な職種は、従事者のみです。

軽体操を含めた、介護予防の新しい取組が可能！

基準緩和通所型サービスの提供時間は、2～5時間です。また、機能訓練は軽体操以上の運動負荷の機能訓練であれば介護予防につながる新しい取組が可能です！

例えばこんな事業所におすすめです！

< 和太鼓や社交ダンスなどで介護予防に取り組みたい！

< デイの空き時間に、事業所のマシンを使って介護予防の取組をしたい！

< 受け入れ数に余裕があるので、介護予防の新たな取組をしてみたい！